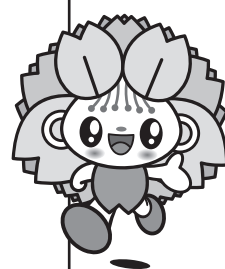


人事行政の運営などの状況を公表します

市職員の給与をはじめ、人事行政の運営などの概要についてお知らせします。

■人事課(内線271)



1 職員数の状況 (各年4月1日現在)

区分	部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成25年		
一般行政	議会	8	8	0	
	総務	160	156	4	国体担当職員の増など
	税務	38	37	1	資産税担当職員の欠員補充
	民生	91	87	4	生活保護担当職員の増など
	衛生	50	52	△2	ごみ収集業務の委託など
	労働	0	0	0	
	農林水産	33	36	△3	市有林担当職員の減など
	商工	18	17	1	新工業団地推進室の設置
	土木	58	56	2	建築担当職員の増
	小計	456	449	7	
行特別	教育	67	66	1	新図書館整備室の設置
	小計	67	66	1	
公営企業等 会計	病院	0	2	△2	民生部門に統合
	水道	29	29	0	
	下水道	26	27	△1	下水道施設担当職員の減
	その他	69	69	0	
	小計	124	127	△3	
合計		647	642	5	

※職員数は、一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員または非常勤職員は含みません。

2 人件費 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件费率(B/A)	前年度人件费率
平成25年度	93,644人	382億4,966万円	50億5,467万円	13.2%	13.5%

※人件費には、特別職の報酬や共済組合の事業主負担金なども含まれます。

※人口は、平成26年3月31日現在のものです。

3 職員給与費 (普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				一人あたり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
平成25年度	516人	19億7,276万円	3億7,690万円	7億4,877万円	30億9,843万円	600万円

※職員手当には、退職手当は含みません。職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

4 平均給料月額および平均年齢

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
323,600円	42歳2か月

※一般行政職とは、一般事務職、建築や土木などの技術職などをいいます。

5 初任給

区分	一般行政職	
	初任給	採用2年後の給料額
大学卒	172,200円	185,800円
高校卒	140,100円	149,800円

6 経験年数別・学歴別平均給料月額

区分		経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
		平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	大学卒	328,550円	39歳1か月	342,172円	39歳7か月	373,981円	44歳1か月
	高校卒	—	—	280,700円	34歳0か月	350,333円	40歳5か月

7 一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	一般職員	一般職員	主査	係長・主査	課長	部長	—
職員数	85人	35人	19人	200人	59人	16人	414人
構成比	20.5%	8.5%	4.6%	48.3%	14.2%	3.9%	100%
1年前の構成比	18.0%	5.9%	7.2%	51.5%	13.5%	3.9%	100%

8 職員手当の状況

期末・勤勉手当			退職手当		
(平成25年度支給割合)			(平成26年4月1日時点の支給率)		
	期末手当	勤勉手当		自己都合による	勸奨・定年による
6月期	1.225月分	0.675月分	勤続20年	21.62 月分	27.025月分
12月期	1.375月分	0.675月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
計	2.60 月分	1.35 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
※職務上の段階、職務の級などによる 加算措置有(5%、10%または15%)			最高限度	52.44 月分	52.44 月分
			※役職に応じた調整額の加算有 月額16,700円～33,350円(4段階)の60月分		

※期末・勤勉手当は、一般にボーナスといわれているもので、給料(期末手当は給料に扶養手当を加えた額)に上表の支給率を乗じた額が支給されます。

9 特別職の報酬などの状況(金額:平成26年4月1日現在)

区分	市長	副市長	議長	副議長	議員
給料または報酬	930,000円	753,000円	493,000円	419,000円	400,000円
期末手当	(平成25年度支給割合) 6月期…1.40月分 12月期…1.55月分 計 2.95月分				

10 職員の分限および懲戒処分の状況

区分	内 容	平成25年度の状況
分限	分限とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際に、任命権者の権限で降任、免職、休職、降給することができるものです。	休職 7件 いずれも心身の故障による
懲戒	懲戒とは、法律、条例もしくは規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、免職、停職、減給または戒告の処分をすることができるものです。	減給 1件 戒告 4件

11 職員の福祉の状況

区分	実施主体	内 容
共済制度	長崎縣市町村職員共済組合	短期給付、長期給付などに関する事業を行っています。民間事業者に例えると、社会保険、厚生年金などに相当します。
	公立学校共済組合長崎県支部	
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。

12 研修の状況

区分	目 的	研修名	受講者数
階層別研修	階層・年齢に応じた基本的役割の認識や職務遂行に必要な知識を習得します。	新規採用職員研修、中都市中堅職員研修など22講座	215人
専門研修	多様化する行政ニーズを的確に捉え、専門的な知識の習得や実践的な業務遂行能力を習得します。	法制執務研修、コンプライアンス研修など97講座	708人

13 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度 該当なし

14 不利益処分に関する不服申立ての処理状況

平成25年度 該当なし